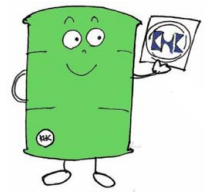


KHKからの  
お知らせ

# 地下タンク及びタンク室等の構造・設備に係る 評価業務

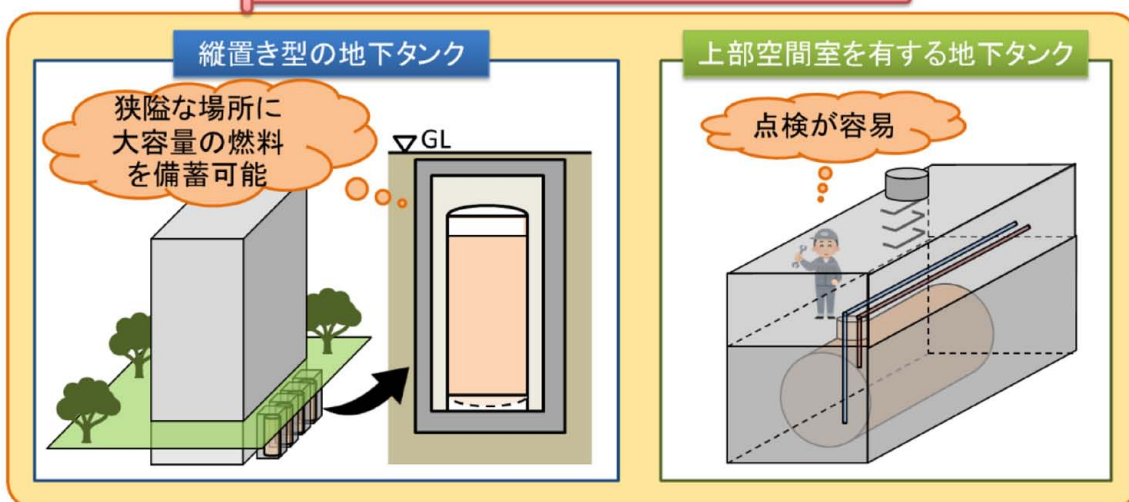


土木審査部

## ◆ 設置形態が多様化する地下タンク貯蔵所

非常用発電設備を稼働させるための燃料を備蓄する地下タンク貯蔵所の設置形態が多様化しています。例えば、使用できるスペースが狭隘なため、タンク本体を縦置き型とするケースや配管等の点検・管理を容易にするため、タンク室上部に地下空間を設けるケースがあります。いずれのケースも、消防法令上、想定していない形態ではありますが、設置は可能です。ただし、これらのケースのように、平成18年消防危第112号通知の構造例において想定していない設置形態については、個別に検討する必要があるとされ、必要に応じて第三者機関の評価資料を活用されたいとされています（H30年消防危第72号及び73号）。

このような形態でも設置は可能！

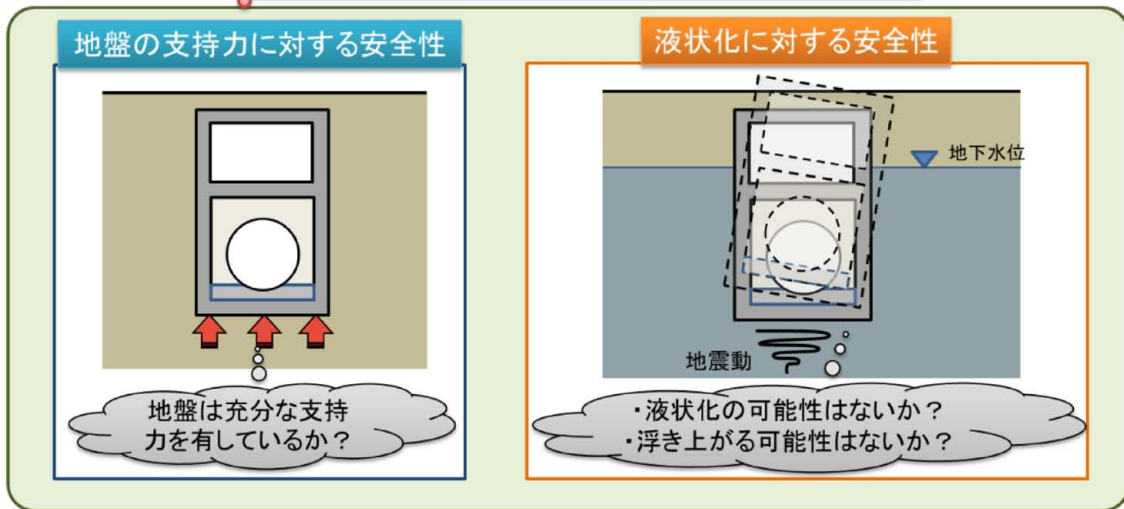


## ◆ 危険物施設に関する豊富な審査経験を活かした評価

危険物保安技術協会は、これまで公正・中立的な立場で「屋外タンク貯蔵所」の審査を行ってきた経験を活かし、多様化する「地下タンク貯蔵所」に対しても、構造等の安全性について、確実な評価を行います。地下タンク貯蔵所の基準には、地盤に関する事項（支持力・液状化等）について、特段の規定はありませんが、地中構造物として考えるべき事項と捉え、安全性を確認し報告しています。



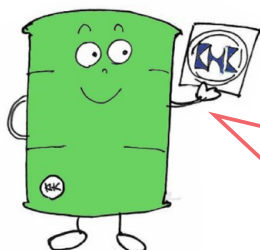
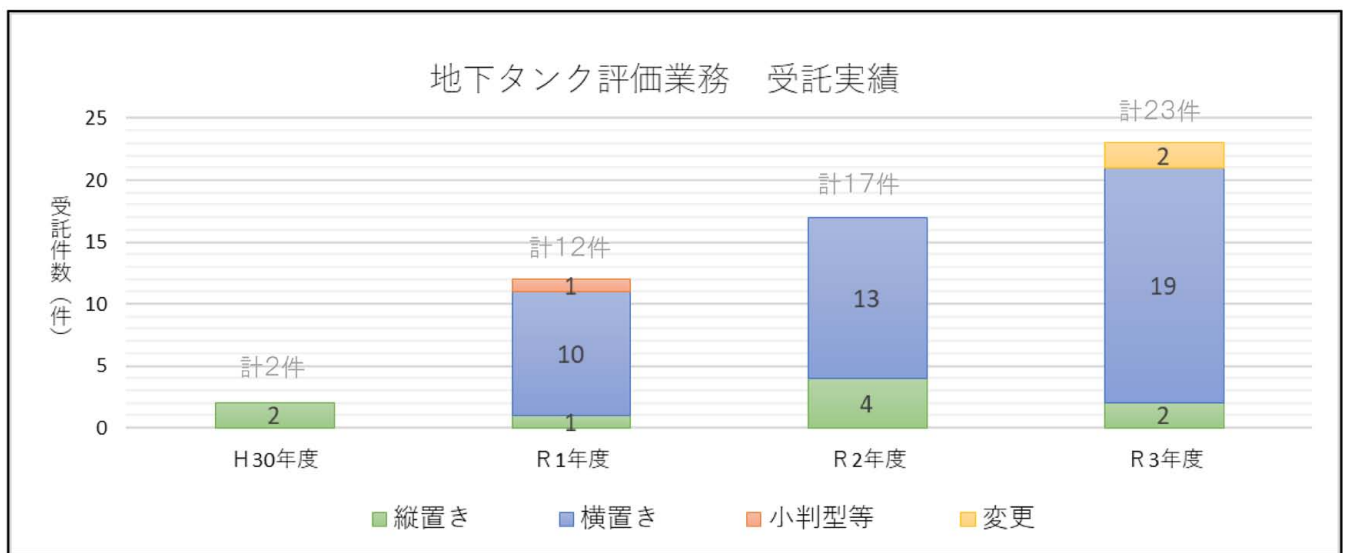
付加的な要素も確認して報告します！



◆ 本評価業務のメリットと受託実績

本評価業務は、所轄消防本部への設置許可申請前に、消防法令では想定していない設置形態の地下タンク貯蔵所について、その安全性を確認しています。評価業務においては、申請者等と質疑応答を繰り返しながら、消防法令に基づいた適切な構造計算書とするとともに、安全性等の確認結果は「評価結果通知書」に取りまとめ、申請者に報告しています。この評価結果を踏まえ、設置許可申請がなされますので、消防本部で行う審査事務の一部を効率化することができます。

本評価業務は、平成30年度から開始しましたが、受託件数は下図のように増加しています。これは消防本部の関係者と申請者の方に本評価業務の有効性をご理解いただいた結果と考えています。消防本部の皆様におかれましては、本評価業務の活用について、申請者等へのご指導をお願い致します。



【お問い合わせ先】

危険物保安技術協会 土木審査部  
 (担当)：土木審査課長 赤塚  
 TEL 03-3436-2354  
 E-mail akatsuka@khk-syoubou.or.jp